

令和 6 年度第 3 回
板橋区男女平等参画審議会
会議録

板橋区総務部男女社会参画課

会 議 名	令和6年度第3回 東京都板橋区男女平等参画審議会
開 催 日 時	令和7年1月31日（金）午後2時00分から午後3時50分まで
開 催 場 所	オンライン会議
出 席 者	〔委員〕 小川真理子 北村英哉 吉田正幸 中重克巳 佐藤美枝子（欠席） 星賢人 石川隆彦（欠席） 安井敦子 安達未悠 平松勇一 清水圭美 武田幸雄 本田恭子（欠席） 浅野衣理奈 寺田由紀子 〔区側出席者〕 生活支援課 ひとり親支援担当係長 赤塚福祉課 総合相談係長 〔幹事・事務局〕 総務部長 男女社会参画課長 男女平等推進係長 男女平等推進係副係長 男女平等推進係主任
会 議 の 公 開 （ 傍 聴 ）	公開（傍聴できる） 部分公開（部分傍聴できる） 非公開（傍聴できない）
傍 聴 者 数	0人
議 題	1 開会 2 いたばしアクティブプラン2030体系案について 3 いたばしアクティブプラン2030めざす姿3の施策の方向性等について 4 次回の審議事項について （いたばしアクティブプラン2025の実施結果に関する総括評価について） 5 閉会

配 付 資 料	1－1 いたばしアクティブプラン2030体系案（全体像） 1－2 いたばしアクティブプラン2030体系案（めざす姿3） 2 他区の計画体系図 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント（厚労省作成） 4 いたばしアクティブプラン2025実施結果についての評価シート 5 いたばしアクティブプラン2025成果指標の達成状況 参考資料 令和5年度実施状況報告書（第1回審議会参考送付資料） 参考資料 「いたばしアクティブプラン2025」の実施状況と今後の課題（第1回審議会資料） 参考資料 「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画いたばしアクティブプラン2020」の実施結果に関する総括評価
所 管 課	総務部男女社会参画課男女平等推進係（電話3579－2486）

午後２時００分 開会

○男女社会参画課長 定刻になりましたので、令和６年度の第３回板橋区男女平等参画審議会を開会したいと思います。

本日は佐藤委員、石川委員、本田委員からご欠席の連絡がございましたので、１２名での開催となります。今回の会議の傍聴は、０名です。

まず開会に先立って、今回初めて出席された委員がいらっしゃいますので、私がお名前をお呼びしますので、簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

(委員自己紹介)

○男女社会参画課長 ありがとうございます。

皆さんご挨拶いただきましたので、ここから司会進行は会長にお願いしたいと思います。

○会長 今日もお忙しい中、ご参集くださいますありがとうございます。今日も、色々なご経験を踏まえて、活発な審議をしていけたらと思っております。

今日は、事務局にてご作成いただきましたアクティブプランの全体像と、そのうちのめざす姿３をベースにご審議をいただきたいと思います。

それでは、まずは事務局より資料のご説明をお願いいたします。

○男女社会参画課長 では、本日第３回の審議会では、「アクティブプラン２０３０」における「体系案」について、また「体系案」におきまして、「めざす姿３ 安心・安全に暮らすことができるまち」としてお示しした部分につきまして、ご説明させていただき、その後、委員の皆様よりご意見いただければと思います。

まず次第の項番２「アクティブプラン２０３０」体系案についてでございます。資料１ー１「アクティブプラン２０３０体系案（全体像）」をご覧ください。

これまで、委員の皆様からいただきましたご意見や、意識・実態調査の結果を踏まえまして、事務局にて「アクティブプラン２０３０」の体系案を作成させていただきました。

前計画の「アクティブプラン２０２５」からの継承や、さらなる推進が必要な施策、また次期計画から新たに取り入れる、いわゆる困難女性支援法に関する施策などを踏まえ、板橋区がめざす男女平等・多様性尊重社会の姿を「３つのめざす姿」、また「めざす姿」の実現に向けて展開する施策の方向性を「１２の行動」に分類したものととなります。なお、「施策の方向性」には、現行計画での施策や、今後実施が見込まれる施策について、暫定的に入れているものとなっております。

まず、「めざす姿1 一人ひとりの個性を尊重し、認め合うまち」でございます。

めざす姿1はジェンダー平等・多様性尊重に関する意識啓発に関する事業についての項目としております。現在の計画におきましては、ジェンダー平等に関することをめざす姿1、多様性尊重関係をめざす姿2に分けておりましたが、分かりやすさや施策の重要性も考慮しまして、ジェンダー平等・多様性尊重の意識啓発の事業を統合した上で、冒頭最初のめざす姿としたものでございます。

次に「めざす姿2 誰もが個人としての能力を発揮できるまち」でございます。

めざす姿2は、仕事の場面と、家庭生活、地域社会活動での当事者に対する支援事業について、まとめたものでございます。

最後に「めざす姿3 安心・安全に暮らすことができるまち」でございます。

めざす姿3は、DV・ハラスメント・性暴力に関する相談・防止啓発事業と、心とからだの健康づくり事業に、先ほども申し上げました困難女性支援法に関する事業を加えたものでございます。

本日は、「めざす姿3」の施策の方向性を中心にご審議をいただき、次回の会議におきましては、めざす姿1と2のご審議をいただければと考えております。

また、資料2として、他区の計画体系図をご用意しておりますので、体系案をご審議いただく際の参考にしていただければと思います。

項番2の説明は以上でございます。

続いて、項番3「アクティブプラン2030」めざす姿3の施策の方向性についてです。

資料1-2「アクティブプラン2030体系案（めざす姿3）」の資料をご覧くださいればと思います。

めざす姿3につきましては、5つの行動と、行動ごとに2つの施策を設定いたしました。

行動8「DVの未然防止と早期発見」といたしまして、「若年者等への教育、啓発」と「地域への周知及び見守りの連携」の2点を施策として考えているところでございます。

具体的な事業の例といたしましては、「若年者等への教育、啓発」については「中学生向けのデートDV防止教育」、「地域への周知及び見守りの連携」については「医療機関・地域活動団体に対する周知」を想定しております。

続きまして、行動9です。行動9は「DV被害者支援」といたしまして、「支援体制の充実」と「配偶者暴力相談支援センターの機能強化」の2点を、施策として考えております。

具体的な事業の例といたしましては、「支援体制の充実」については、「DV相談の実施、DV被害者保護」、「配偶者暴力相談支援センターの機能強化」については「DV連絡会の充実、DV被害者支援に関わる職員研修」を想定しています。

なお、行動8と行動9につきましては、いわゆる「DV防止法」に定めます「市町村基本計画」に該当するものですので、「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置づける予定でございます。

続きまして、行動10です。行動10は、「ハラスメントや性暴力の防止」といたしまして、「ハラスメントの防止啓発及び相談窓口周知」と「性暴力の防止啓発及び相談窓口周知」の2点を施策として考えております。

具体的な事業の例といたしましては、「ハラスメントの防止啓発及び相談窓口の周知」については「区内企業等へのハラスメント防止に関する情報提供」、「性暴力の防止啓発及び相談窓口周知」につきましては「学校等と進める予防教育」を想定しています。

行動11の「心とからだの健康支援」といたしましては、「心とからだと性に関する正確な情報の提供」と「性別に応じた健康づくりの支援」の2点を施策として考えております。

具体的な事業の例といたしましては、「心とからだと性に関する正確な情報の提供」につきましては、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」、いわゆる性と生殖に関する健康と権利というところですが、その視点に立った啓発というところと、「性別に応じた健康づくりの支援」につきましては、「女性・男性の健康づくり支援」を想定しています。

続きまして行動12でございます。行動12は、「困難な問題の解消のための支援」といたしまして、「困難を抱える人の早期発見及び予防」と「困難を抱える人への支援策の強化」の2点を施策として考えております。

具体的な事業の例といたしましては、「困難を抱える人の早期発見及び予防」につきましては、「支援窓口の周知強化」と「性的搾取防止啓発」、「困難を抱える人への支援策の強化」といたしましては、「支援調整会議の設置検討」、「民間団体との協働」を想定しています。

この行動12につきましては、「困難女性支援法」に定める「市町村基本計画」に該当するもので、「板橋区女性支援基本計画」として位置づける予定でございます。

こちら資料の1－2の説明は以上でございますが、めざす姿3における要点の1つとな

る「困難女性支援法」の理解を深めるための参考資料といたしまして、厚生労働省作成の法律に関する概要を資料３としてお送りしておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

まず法の施行の背景としては、今般、女性を巡る課題は生活困難、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など複雑多様化、複合化しており、先般のコロナ禍でこうした課題が顕在化して、「孤独・孤立対策」といった視点も含めて、新たな女性支援強化が喫緊の課題になっているという背景がございます。

こういった中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させて、先駆的な女性支援を实践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築したものとなっております。

この法律では、目的・基本理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定しています。また、国や地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性の支援に必要な施策を講じることについても明記されています。

最後に、補足の説明といたしまして、本日は配偶者暴力防止法、DV防止法と困難女性支援法に関連する現在の「アクティブプラン２０２５」掲載事業の実施状況などにつきまして、実際に現場で業務を担当しております福祉部赤塚福祉課の総合相談係長と、福祉部生活支援課のひとり親支援担当係長が出席しております。２人から支援の現状などをお話させていただきます。まず、赤塚福祉課総合相談係長からご説明をお願いします。

○総合相談係長 私の方からは、福祉事務所における事業の現在の実施状況について、簡単に説明させていただきます。

福祉事務所では、来所する方の中で夫やそれ以外のパートナーからの暴力被害について相談があった場合には、配偶者暴力防止法に基づく支援を行っております。令和５年度は３２５件の相談がありました。

新法であります「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の対象となる方は、親や兄弟などからの暴力被害者であったり、何らかの事情で居場所を失っていたりする方など、様々な生きづらさを抱えた女性です。１０代・２０代の若年から、高齢の女性まで幅広い年齢の方が窓口に相談にいらっしゃいます。

どちらの法律に基づく場合でも、対象者お一人お一人の抱えている問題は千差万別で単純ではありません。画一的ではない、それぞれの状況に応じた丁寧な相談支援が必要だと、日々の業務を通じて痛感しているところでございます。

簡単ではありますが、福祉事務所からの説明は以上となります。

○男女社会参画課長 では、続きまして生活支援課ひとり親支援担当係長からご説明いただければと思います。

○ひとり親支援担当係長 生活支援課では業務の1つとして、生活困窮者への支援に関することを行っておりますが、その中でも、困難な問題を抱える女性への支援という観点で実施しており、現行のいたばしアクティブプラン2025にも掲載のあります、母子生活支援施設のご紹介をさせていただければと思います。

母子生活支援施設は、18歳未満のお子さんを養育している母子世帯で、住まいや生活、病気など様々な問題により安定した生活が難しい、かつ、子どもの養育が十分にできないというような場合に親子で入所できる施設となっております。

板橋区内の母子生活支援施設は、区立の1施設で運営をしております。

入所の主な理由としましては、経済困窮、DV、住宅困窮、養育不安となっておりますが、ほとんどの世帯が、これらどれか1つというわけではなく、複合的な要因で入所されており、現在、定員20世帯のうち17世帯が入所しているという状況となっております。

支援体制としましては、母子支援員・少年指導員兼事務員・心理担当職員などが、子育て応援をはじめ、日常生活を支援し、就職活動への協力を通して新しい生活をスタートするための準備をサポートしています。

また、施設を退所した後は、アフターケアとして電話や訪問、面談を通じて情報提供やアドバイスなども行っており、退所後の新たな課題に対する不安軽減にも力を入れています。

今後も引き続き、様々な困難を抱える世帯への自立に向けた支援を推進してまいります。

生活支援課からは以上でございます。

○男女社会参画課長 お二方、ありがとうございました。

それでは、小川会長ご審議の進行をお願いいたします。

○会長 それでは、本日の審議に入りたいと思います。委員の皆様より、次期計画体系案の全体像について、本日はめざす姿3の方向性などを中心に、ご意見や確認事項、質問などをいただけたらと思います。

○委員 細かい形式的なことですけれども、この資料1-1の右側が「施策の方向性」となっていますので、資料1-2では「施策」になっていますが、ここも「施策の方向性」とする方が、整合性が取れるだろうということと、「想定される事業の例」というのは個

別具体的な事業という意味ではないので、施策の方向性に対して想定される施策の例のような表現の方が全体の言葉のニュアンスというか、整合性が取れるような気がします。結論をどうするかはお任せしますが、そのような印象を持ちました。

○男女社会参画課長 ご意見ありがとうございます。事務局で今後検討していきたいと思っています。

○委員 質問と提言の2つございます。

今回のめざす姿3では、主にDVの未然防止と早期発見であつたりとか、被害者支援について明記されていると理解しております。

1つ目の質問なんですけれども、今回ご説明の中で「困難を抱えた女性」という表現があつたと思います。実態として男性の被害者であつたりとか、あとご自身を男性とも女性とも認識されていないノンバイナリー当事者なども支援対象としてくくりに入っているのか、あるいは相談員の方に対してそういった男性被害者もいらっしゃることであつたりとか、ノンバイナリーの当事者の性的マイノリティの方々がDVの被害者として実際に相談をされるケースがあることを想定して教育などを行っているのかというところが、質問の1つ目になります。

もう1つが提言の部分になるんですけれども、まずやはり女性の被害者の方が多いということは内閣府の調査でも明らかである一方で、男性の被害者あるいは同性からの被害なども一定数あるということが実態として分かっている。かつ、やはり男性の被害者であつたりとか同性からの被害を受けている方というのは、社会的スティグマがあり、男性であるということで、その被害を矮小化されてしまつたり、あるいは同性からの被害を受けているということを相談するということは、ご自身の性のあり方やセクシュアリティのカミングアウトも連なっておりますので、そういった部分で相談員の方の理解というのは、より一層求められることかなと思っております。

アメリカでは、実際にLGBTの若者はヘテロセクシャルの若者よりも、約10%ほどDV被害に遭っている方が多いというようなデータもございまして、また家族間の中でも家族から勘当されてしまつたり虐待の被害に遭うという方も多く、ホームレスになるLGBTの若者が非常に多いとアメリカでも言われておりまして、私自身もアメリカにいるときは、そういったハウジングファーストに関する支援などをしていましたが、実態として非常に多いけれども公的な機関にアクセスができないことによって、より被害が拡大したりとか保護が遅れているような現状があります。日本の中でも、やはり偏見であつたりと

かマイノリティに対するスティグマがある中だと、先ほどの言葉でも、やはり「困難を抱えた女性」というのがメインに出ていると思いますので、様々な支援センターも女性向けのシェルターということが明記されている中で、マイノリティの方々であつたりとか、男性の方がアクセスしにくい状況というの、男女平等参画という視点では考えていくべきかなと思っております。

とはいえ、繰り返しになりますが、女性の被害が多いということはこれまでの調査の中でも分かっているところなので、まずそこが第一優先になることは全く問題ないと思うんですけれども、ここから2030年に向けた体系案としては、より包摂的な記載であつたりですとか、明記があると、より安心感を持って板橋区で暮らせるんじゃないかなと思います。

○男女社会参画課長 法律は「困難な女性」ではあるんですけれども、DV被害につきましては、もちろん男性や性的マイノリティの方も一定数いるということは認識しています。啓発としては、もちろん男女含めて実施していく予定ですし、現状もそのような対応をしています。被害者の支援、相談については、女性の被害が多いので、女性相談は面談と電話とチャット相談を実施していきまして、男性と性的マイノリティの方につきましては、現状、電話とチャット相談は実施していますが、面談は実施していないという状況となっています。男性、性的マイノリティの方についても、DV被害を受けているという方が一定の割合存在するというのは国などの統計データでも分かっているところですので、男性、性的マイノリティの支援といたしまして、面談相談につきましても今後、実施に向けた検討を行っているところでございます。

○委員 事務局に2点質問がございます。困難女性支援法のところなんです、厚労省の方の資料でもございましたけれど、こちらの法律、やはり目玉としてアウトリーチと民間団体との協働というところがあると思います。板橋区の方で何か取り組んでいることがあれば、お聞かせをいただきたいと思ひまして、アウトリーチの何か対策等をされているのかというところと、現在、民間団体と何か協働でされていることがあれば教えてください。

○男女社会参画課長 今回、民間との協働による支援というところが1つ挙げられているところではあるんですけれども、現状はこういった連携が取れておりませんので、今後そこをどう連携できるかというのが現状の区の課題として認識しているところです。現状は、相談を受けて、区や行政機関が運営している施設等への入所などの支援を行っているところです。

○委員 承知しました。ありがとうございます。

○委員 DVの部分で言うと、2026年から共同親権が始まるということで、今まで逃げられていた被害者が、配偶者と面会の機会を設けなければならなくなるという問題が今挙げられていて、これから2030年に向けての計画を考えたときに、その文脈もどこかに配慮されるといいのかなと思いました。

○ひとり親支援担当係長 今、お話いただきました共同親権に関しましては、民法改正に伴って、今後動きの出てくる部分だと認識しております。まだ実際に共同親権についての方向性や、法定養育費等の具体的な部分が国から示されておりませんので、現時点で区の方針を具体的にお示しすることは難しいのですが、そこは国の動きを注視、あるいは動きがあった時点で区の方も必要な取組をしていきたいと考えているところでございます。

○委員 こちらの困難な問題を抱える女性の対象について、何か明確な基準みたいなものはあるのでしょうか。そのようなお尋ねをしたのは、つい最近、助産師という立場で板橋区と区内産科医療機関との情報交換会に出席したんですけれども、その際に、例えば移民難民の女性ですとか、母子への支援というところがちょっと話題に上ったんです。困難な女性というところで、何か範囲を決めるとか、支援はここまでとか、そういったところがあるのかを伺いたいと思います。

○会長 それは、板橋区としての支援の対象ということですね。

○委員 そうですね。板橋区で今そういう方が多い現状があると思いますので、そういった現状を踏まえて、どのようなお考えがあるのかということ、現時点で構いませんので聞かせていただければと存じます。

○男女社会参画課長 困難女性支援法の範囲は非常に広く、生活困窮、性犯罪被害者、家庭破綻と、複雑化・多様化している現状からこういう法律ができており、範囲というところといった女性という形になるので、広くはなるんですけれども、我々としては誰ひとり取り残さないというSDGsの理念もありますので、基本的にはこの法に則った支援を考えています。法の定義に基づいてやっていくということですので、特段、区で範囲を定めるといった考えはございません。

○委員 どうもありがとうございます。誰ひとり取り残さないというところを聞いたので安心しました。

○委員 板橋区内で企業を営んでいる立場として少し気になっていることがありまして、板橋区の商工会議所板橋支部や産連同友会などに所属していると、商業に対する施策とい

うのは話題に上りやすいんですけども、こういった男女平等参画に対する話題というのがそんなに積極的には聞こえてこないというのがいつも気になっています。困難な問題ということを考えたとき、自分の生活を維持するための収入をどうするかということで、働く場所というのは非常に大事なところだと思われます。そういった面では、中小企業の方が数も多く、人手の確保が困難ということで中小企業自身も困っていますし、働きにくくて、条件が悪くて働けないような様々な方の受入れ窓口としては、我々は門戸を開きたいという気持ちが非常に強いところであります。ただ、その中でも、L G B Tに対する配慮とか、そういったものに対する色々な教育とか、企業向けの研修というものが、そんなに盛んに皆さんが参加しているようには思われないんですね。そうすると、やはり今私が思いますに、板橋区というのは中小企業が所属する団体と区の方が密接に色々な交流を持っている区だと思いますので、ぜひとも中小企業の方に働きかけを行っていただきたいと思います。例えば、区役所などで化粧室を利用しますと、DV被害に遭った人はこういう窓口があるよというようなチラシをよく見るんですね。そういったチラシなどを中小企業の方に貼るというだけでも、かなりの数、目にするような機会を持てると思いますので、そういったところを巻き込んだ施策にするといいかなという意見です。

○会長 ありがとうございます。とてもよいご提案かと思います。

○男女社会参画課長 困難な女性の支援というところで、企業においてもこの法を理解していただいて、早期発見という部分もそうですし、委員がおっしゃっていただいたように就労の部分というところでもお力になっていただければ非常に心強い存在なのかなと思っています。企業向けの研修なども今はあまり十分ではないというところも正直あるのかなと思いますので、いただいた意見も踏まえて考えていければと思います。

○委員 企業としては、自分たちの中小企業側としてのイメージアップのためにSDG sは今非常に関心が強いんですね。SDG sに関するセミナーなどは、産業振興課や産業振興公社の方でも行っているのですが、男女平等参画というものにフォーカスしたセミナーというのが非常に少ないというか、ほとんど私は見たことがないなと思いました。SDG sの中に包括してしまうとどうしてもぼやけてしまって、一番そこに目が向きにくいんですね。どうしても環境問題とか、やはりCO₂削減とかの方を企業課題として取り上げるところが多いです。なので、この男女平等参画、要は人権問題に取り組むというところもそうですし、あとは色々な人たちの労働力の確保のために、こういうことをやると門戸を開いているということが分かって、人がたくさん応募しますよというような感じ

のセミナーがあれば非常に参加しやすくなるのかなと思いました。

○委員 今、教育ですとか研修とかという話が出ていて、啓蒙活動的にとても大事だと私も思うんですけども、例えばこれまで、板橋区でどういう形で教育や研修会が行われたという、実績のようなものはどこかを見れば分かるものなんでしょうか。

○男女社会参画課長 例えば中学生向けのデートDVの防止教育というところで、アクティブプラン2025の実績報告書の47ページには令和5年度の実績が掲載されています。

内部の研修といたしましてはDV防止の関係ですと、我々の方で講師をしまして、各福祉事務所の福祉課が3課あるんですけども、大体年1か所程度、職員向けに対して実施しているという実績がございます。

○委員 デートDVもそうですし、ハラスメントや、男女平等、SDGsなど、我々が今やっている議論に関連しそうな分野の研修会についてどんな実績があるかというのが一覧で分かるような工夫をしていただけるとありがたいと思っています。

○男女社会参画課長 今後検討して、提示できるよう調整したいと思います。

○会長 行動11「心とからだの健康支援」の施策23「性別に応じた健康づくりの支援」で、事業の例に「女性・男性の健康づくり支援」と書いてありますが、これは性別に応じたということで、それぞれの生物学的性差からの健康づくり支援という意味で書いていらっしゃるかと理解したのですが、ここでこのように分ける必要はあるのかなと思いました。他のところではそういう書き方をされていないのですが、ここは前の段階でもこのような形で続けてきているということなんでしょうか。

今、ジェンダード・イノベーションといって、性別に応じていろんな器具の開発をしていこうという流れ、1つの分野もできつつあります。

○男女社会参画課長 現行計画におきましては、女性の健康の支援というところしかなく、今回は改めて男性の健康づくり支援ということで「男性の」という文言を入れさせていただきました。女性と男性で健康に対する悩みというのも違うというところで分けさせていただいたというのが、今の体系となっております。

○委員 行動8・施策16の想定される事業の例のところで、「中学生向けデートDV防止教育」というのがありますが、中学生だけでなく高校生や小学生にもそういう教育をしていくのもいいんじゃないかという話があったかと思うのですが、そのあたりは現状どのようにお考えでしょうか。

もう1つ、行動8から12は、そもそもテーマを設けるのがすごく難しかったと思うん

ですけれども、ここに出ていないこと以外でも、載せていないけど本当は施策の中に入れていきたかったというものがあれば教えていただきたいと思います。

○男女社会参画課長 1点目の中学生というところですが、中学生以外でもというご意見があったのは認識しているところでございます。今後小学生、高校生に広げていくについては、ご意見も踏まえながら、あとは相手もいることなので実施の可否も含めて検討が必要かなと考えているところです。

2点目の行動の部分については、行動8から11は、基本的には現行計画がベースになっています。困難女性の支援をやっていくということで、追加されたのが行動12で、特に削ったところはありません。

○委員 今のところに関連して、SNSを利用したデートDVとか、いわゆるリベンジポルノ被害とか、そういう小学生も含めた若年層の被害が非常に増えております。ですので、このデートDV、またはいわゆる若年層の教育啓発という部分にSNSの正しい利用方法とか、危険な部分とか、そういったものの教育啓発というところも含めていただけたらということをご提案させていただきたいと思います。

○男女社会参画課長 SNSの関係なんですけれども、現状もそういった被害があると認識しておりまして、デートDV防止出前講座の中で、メディアリテラシー教育についても、職員が講師となり実施しているところでございます。

○委員 今、現状やっているという形でお話をいただいているんですけど、我々が感じるのは、色々な啓蒙活動はやっていると言いつつ、なかなかその効果が出ていないから永遠にプランを立て続けなきゃいけないのかもしれないという漠たる不安があって、そうすると「どこでどんな研修をやっている」「でもそれがまだ効果に及んでいない」というような検証があってもいいのかもしれないと思って、先ほど実績一覧の要望をさせていただいたということだけ付け加えさせていただきます。

○会長 行動12「困難な問題の解消のための支援」の事業のところでは「支援調整会議の設置検討」とありますが、これはまだ設置されていないということでしょうか。例えば、DVの方でも同じような調整会議、連携会議は設置するように促されていると思いますが、それとは別に行政と民間との連携のような形での支援会議をこれから設置しようという案なのではないでしょうか。

○男女社会参画課長 支援調整会議ですが、これは困難女性支援法で規定されている調整会議を想定しておりまして、これは設置については努力義務ですが、計画策定前というこ

とで、現時点で設置はしていないというところでございます。

もう1点、DVの連絡調整会議については既に存在していきまして、年1回、警察や母子生活支援施設などの庁内外の関係機関と、事例の共有であったりとか、相互連携、法改正の確認等のために行っているところでございます。また、庁内におきましても、本日参加している福祉部や、母子保健部門などの関係部署と集まって、意見交換をする機会を設けているところでございます。

○委員 今までの話を聞いてきてはっとさせられたところがあるんですけど、被害者を守るための取組というところがたくさん上がっていて、あとは未来に向けて加害者をつくらないというところで、教育に関しての提言がすごくなされているところはすばらしいと思いました。ただ、今この段階でそういった教育が行き届かず、加害者になり得る方たちもいるから、なかなかこの課題が解決しないのだと思いますので、そういったところに働きかけるような施策とか事業というのは何かお考えはあるのでしょうか。

○男女社会参画課長 加害者をつくらないというところも重要な部分と思っております、先ほどから話題に出ておりますデートDV防止の出前講座や、大学祭での啓発活動において、こういったことがDVに当たるという啓発を行い、被害者、加害者をつくらない取組行っております。ただ、やはりそこが成果として一部まだ届いていないというところもあり、内容を常にブラッシュアップしていく必要があるかと思います。

○委員 内容のブラッシュアップはもちろんです、どこに働きかけをして、どうだったから効果があったのか、なかったのかとかという検証をした方がいいような気がしますので、どこに向けて皆さんが努力されて、どこのエリアで何をやった、大学でこの講演をやったというのを共通化していただくとありがたいかもしれないですね。

○委員 私も同じことを思っていましたし、これだけやっていращやるのが既にたくさんおありなのは重々理解しているんですが、例えば加害者側がどういう方かという区内で起きている性犯罪等々の分析を行った上で、例えばそういう方に多い特徴で、そこに働きかける政策が少ないのではないとか、そういった形の分析もしていただけるとよろしいのかなと思いました。

○男女社会参画課長 ありがとうございます。総合的に分析を行いまして、施策につなげていければと思います。

○委員 DVが起こるのもデートDVが起こるのもハラスメントが起こるのも、全般的に人々の人権意識が低いからということはあるって、それはなぜかということと学校での人権教育

が足りていないということがありますよね。子どもたちの教育の中で、まず人権意識、互いが尊重されなくてはいけないという出発点があって、その上にDVの問題やハラスメントの問題があるんじゃないでしょうか。ひっくり返せば、学校で教師、生徒の関係の中で、人権の配慮が足りないとか、ハラスメントがあるとか、もしも教育現場の中で人権を脅かすようなことがまだ生きていて、そういう中で子どもたちが生きていたら、後づけ的に大人になってから色々啓発を行っても難しいのかなと思っています。

だから、今日はめざす姿3の話をするということになっていますが、めざす姿1のところでも、入れられる範囲で全体的な人権教育の向上みたいな取組を入れる必要があると思います。DVの課題解決を考えるときには、DVのことだけ考えるんじゃなくて、そのDVが生じる背景には性教育が行き届いていないということも考える必要があります、DVに特化した中学での講座だけではなく性教育を拡大する必要があるのではないのでしょうか。

まとめると、男女の話というのに制限されない、人と人をリスペクトし合うような人権の意識を、特に教育の場面で、中学生や小学生の段階からもっと高めるような体系的な努力が必要だと思っているというのが言いたいことです。

○男女社会参画課長 行動10・施策21の部分にも重複してくるのかなと思います。全体に関わる部分は、今回の意見も含めた見せ方、施策の展開の仕方も含めて考えていければと思います。

○委員 例えばいじめに対して1つ1つの中学校や学校で十分対処がなされていなかったり、あるいは先生があんまり十分取り合わなかったり隠蔽されたりするような状況だったら、ましてやDVや性暴力が止まらないということになるでしょうという、分かりやすいテーマとしてはそういうことです。そういう観点から言ったら、DVだけに焦点を当てるんじゃなくて、いじめも駄目だよねという、包括した観点も必要なんじゃないかなと思います。

○会長 学校教育では、例えば生命の安全教育が始まっていると思うのですが、普段の学校の現場では、このテーマに関してどのように取り組まれているのでしょうか。

○委員 人権というところに広げるのであれば、例えば道徳の授業でも取り上げていますし、社会の公民分野というのがあるんですけども、その中で憲法を取り上げたときの肝になる学習のテーマというのは人権なんですね。基本的人権の尊重なんです。そういうところでも触れています。触れているというよりも、一番そこにスポットライトを当てています。それから、いじめにどう取り組んでいるのかというのも、これも道徳の授業でも取

り組んでいますし、道徳の授業だけではなくて教育相談の場面であるとか、それから朝礼の校長の講話であるとか、それから学活のテーマとして生徒に話し合い活動をさせたりだとかというところで、これも日常的に取り上げています。

男女平等という視点で言うならば、例えばですけれども、これももう本当に数年前までは、例えば男子に対しては何々くん、女子に対しては何々さんという呼び方をしていたのが、本校では全部もう性差に関係なく、さんづけで呼んでいます。それは男女平等という視点だけではなくて、中学生といえども、やはり1人の人格なんだ、きちっとした人格を持った存在なんだという視点で、そこは我々も呼び捨てだとかではなくて、きちんとさんづけで敬称をつけて呼ぼうということで取り組んでいます。

あるいは、これも何年もたちますけれども、標準服にしても、以前は男子用、女子用と表記していたものも、今そういうものは一切ございません。Aタイプ、Bタイプという分け方にして、スラックスを履きたい人、ネクタイをつけたい人は、それはもう性差に関係なく、「どうぞご自由に、スカートを履きたいというのも、どうぞご自由に選んでください、AタイプでもBタイプでもいいですよ」と、そういう壁も取っ払ったりしています。

それを体系づけられた中で我々がやっているのかというと、決してそんなことはなくて、やはり教員も今の世の中、ジェンダー平等ということを常に意識して、あらゆる教育を施していかなければいけないという視点を持っておりますので、どの教科で何をというのではなくて、全ての教科、あらゆる教育活動の中で人権教育、それから男女平等教育、それからいじめの撲滅ということに取り組んでいるというのが、もしかしたら今ここで答えできる回答かなと思っています。

○会長 包括的に全てのところに取り入れていただいているというお話を聞いて、大変感銘を受けました。大学でもジェンダーやダイバーシティの科目があるんですけれども、包括的になっていなくて、必修化ができていません。必修化できている大学もありますが、できていないところも多く、システム上非常にそれが難しいというような現状があります。そういうときに各教員が自分の中で問題意識を持っていると、自分の講義に人権、ジェンダーの視点を入れていくという形になっています。なので、今のお話を聞いて大変すばらしいと思いました。

○会長 施策体系やめざす姿について、全体を見てここが少し弱く見えるだとか、もう少しこうした方がいいとか、そういった観点で、ご意見があればいただけますでしょうか。

○委員 めざす姿２・行動６に関しての質問をさせていただきたいと思います。

「家庭生活における支援」というところで「子育てに対する支援」と「介護に対する支援」と挙げていただいております。子育てと介護のダブルケアというのが今話題になっているので、お耳にしたことがある方はいらっしゃるかと思うのですが、このダブルケアの支援を行うに当たり、子育ては子育て、介護は介護と支援が分かれていて、両方重なっている方が、窓口が違うのでたらい回しにされるとか、使い勝手が悪いという声をあちこちからいただいております。板橋区としての施策の方向性でお考えの際に、例えば課題の方向性がそれぞれ違うところにまたがっている方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった課題の複合的なところに対応できるような施策の方向性をあげていただけると、ありがたいと思います。今、他の自治体でもダブルケアの支援を明言しているところもあり、国の施策としても注目を浴びているところですので、ぜひ今後政策の方向性にダブルケアという視点もお考えいただけるとありがたいと思います。

○男女社会参画課長 女性活躍推進計画に該当する箇所ですので、女性の就労に係る支援という趣旨ではあります。そういった中で、ダブルケアというのも１つの支障になっている部分かと思います。ここの施策の方向性とするのも一案としてありますが、ダブルケア支援を実際にやっている健康部門の計画などもありますので、区全体の計画との整合性を図った上で、記載をどうするかは検討したいと思います。

○委員 この部分について、カテゴリーが家庭生活における支援ということで、子育て、介護とありますが、心理の観点から言うと、どうして夫婦関係のことが書かれていないのかなという気がします。カテゴリーが落ちているように見えますけれど、それはDVの項目で全部吸い取るというか、夫婦関係の問題というのはDVあたりまでいかないと、自治体が支援したり、対応したりしているときりがないという現場感覚があるんでしょうか。調べると、弁護士の先生が時々区役所でも無料で離婚相談に応じているようです。真剣に離婚を考える事態になっていれば、その方は離婚相談ということで来るんですけど、心理の観点から見れば、物事が悪くなってから対処するよりは、予防的にこじれる前の方がいいんです。そういう問題についての対応は難しいのでしょうか。

併せて、ネットの問題も出ましたが、気軽にLINEで質問や相談ができたら相談窓口としてもアクセスがいいのかなという気がします。ただ、これも職員の数が膨大にないとやってられないということになる。現実的に難しいから、今板橋区でも相談は電話が主になっているということかと思いますが、何かそのあたりのご意見がありましたら、ご

教示いただければと思いました。

○会長 SNS対応も、自治体が行っているところもあるのですが、やはり対応が難しく、民間の団体に委託しているところが多いという現状はあります。行政を補う支援を民間団体が既に行っているということもあって、民間団体の培ってきたノウハウを活かす、連携を強化するというのが法律の中にも盛り込まれたというのが困難女性支援法でもあります。

私もいくつかの自治体の活動に関わっていたときは、民間で既に蓄積があるところにSNS相談などを委託して、それを行政の方と共有して、今後の施策を考えていくというようなことをされていたかと思いますが、板橋区ではどうでしょうか。

○男女社会参画課長 男女平等推進センターの相談室において、チャット相談を実施しています。こちらは、面談や電話相談よりも相談のハードルを低くして、相談しやすい環境を整備しているというところでございます。LINEの活用というところも、他の自治体でも出てきているところですので、活用するシステムや、予算、個人情報のセキュリティの関係などをクリアしながら、相談のハードルを下げていけるよう検討していきたいと思っております。

○総合相談係長 今、福祉事務所は赤塚、志村、板橋の3課ありまして、それぞれに1人ずつ家庭相談員という職員がおります。月水金の午後に事務所にいるのですが、離婚まではいかないけれども夫婦仲がうまくいかないとか、家庭内のもろもろの悩みとか、そういった相談に乗っているという現状があります。相談を継続して受けているうちに、ご主人とうまくいくようになったりするということもあります。

○会長 相談員の方は、職員の方なのでしょうか。民間に委託しているということではなくて、職員という位置づけ、行政の方という捉え方でよろしいでしょうか。

○総合相談係長 家庭相談員は、月水金の午後だけ出勤する非常勤の職員になります。女性相談員も職員です。

○男女社会参画課長 男女平等推進センターの相談業務につきましては、全て業務委託となっております。

○会長 ということは、民間支援団体がそこで関わってきているということですね。

○男女社会参画課長 業務委託となっております。

○委員 ご教示いただきありがとうございます。せっかく取組をやっているということで、民間との連携や、チャット相談をやっていること、それから、福祉事務所の方でDV

に至らないものや離婚に至らないものについても、普段から相談を行っていることについては、男女参画の問題と結びつけた板橋区の成果として示していくと良いのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。そのように思います。

質問なのですが、行動4「ジェンダー平等、多様性推進体制の強化」とあるんですけれども、ここは体制の強化ということなので、これを担っている担当課の人員については、今は十分であるという理解でよろしいでしょうか。施策の方向性には、発信力とかサービス、バランスが書かれており、これを動かしていращやる皆さんの体制というのは言及がないですが、今の状況はいかがでしょうか。

○男女社会参画課長 推進体制としては男女社会参画課が中心になりますが、課の体制としては、少ない人数ではありますが、十分と思っております。一方で、区の施策に関しては、やはり男女社会参画課だけが頑張ってもというところがありますので、我々だけではなく、我々が旗振り役となって、区職員全体の意識を高めていく必要があると思っております。区の職員のレベルアップといいますか、レベルアップして行政サービスを向上させていくということがこの項目の趣旨でございます。

○委員 こういう計画を議論すると、どうしても「いたばしアクティブプラン」、これが全てのように見えてしまうんですけれども、例えば子育て支援であれば別の会議体があって、板橋区の子ども・子育て支援事業計画を作っておりますし、またこども家庭庁ができて、これから板橋区も子ども計画というかなり大きな計画を作ることになっていて、その中でも虐待の問題、貧困の問題、DVの問題を取り上げます。様々な会議体が重層的に重なっておりますので、事務局の方で他の計画のポイントのようなものを出していただき、横串を通していただければ、より全体像が見えて、男女平等参画審議会においては、男女平等という切り口でどうしたら良いかという議論が深められるように感じます。

○男女社会参画課長 男女平等というと、非常に広い分野となります。委員がおっしゃったように、区でも各行政計画がございますが、我々としてはその中で男女平等、多様性尊重というところの視点から横串を入れるという立場だと思っておりますので、その考え方の整理も含めまして、分かりやすいような工夫をしまいたいと思います。

○委員 「板橋こころと生活の相談窓口」というリーフレットが今手元にありまして、これを作っているのが板橋区健康生きがい部健康推進課なのですが、様々な相談窓口の一覧になっていて、この中にDVやセクハラだったり、法律問題の相談だったり、医療、犯罪、

人権に関する連絡先も全部入っているんですね。男女社会参画課でも、いろいろな窓口を紹介したパンフレットを作られていらっしゃるんじゃないかなと、私は見たことあるような気がしたんですけど、そういうものがあれば委員の皆さんもどういうことを取り扱っているのかが分かりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○男女社会参画課長 我々は男女平等推進センターということで、区だけではなく、東京都の窓口、国の窓口を紹介した配偶者暴力のDV防止の相談窓口一覧のリーフレットを作成しております。

○委員 こちらの健康生きがい部の方が作られているものも、相談窓口で警視庁だったり都の窓口だったり、色々なものが載っていますので、もしよろしければ、委員の先生方に作られているパンフレット等を共有いただけますとありがたく存じます。

○男女社会参画課長 先ほどの一覧の資料も含めまして調整したいと思います。

○委員 少し気になりましたのは、行動12「困難な問題の解消のための支援」のところで、障がいの問題とか貧困の問題に言及されていました。こころと生活の相談窓口で扱っているところでは、失業の問題や就労の問題もありますし、困難を抱えるというのはすごく広い言葉と言えるので、男女平等というところから、どれぐらい広げて考えていくのか。

例えば、自分の息子が不登校なんですとか、ひきこもりなんですという困難を抱えている方は、この会議で議論する問題の対象になるのかならないのか。先ほど人権の問題を切り出しましたが、いろいろな部署でいろいろな支援や相談受付をしているので、そのあたりはいかがでしょうか。

○会長 行動12は、女性支援法を根拠として計画を立てられているという認識でよろしいでしょうか。

○男女社会参画課長 会長のご認識のとおりです。ここで範囲を広げると他の計画でも載っている事業が主な施策となり、表現として難しいところではあります。

○会長 女性支援法という法律のもとには売春防止法という法律があったのですが、この法律は、売春などに転落するおそれのある要保護女子を指導するというような内容でした。その後2001年にDV防止法ができたときに、売春防止法を根拠とする婦人保護事業、婦人相談所や婦人相談員により、DVの被害を受けた女性たちもそこで支援をするという法律になったんですね。その後に、今度はストーカー規制法ができ、人身取引だったり、性暴力の被害に遭った女性たちも婦人保護事業で対応するようにという状況になっていて、この婦人保護事業というのは福祉分野の中でも小さな分野であるのに、それだけいろいろ

な方々を支援しなければいけないというような状況になっていました。その流れを汲んで女性支援法ができて、そういう方たちを支援するということで、困難な問題を抱える方の支援という名称で今に至っています。この4月に法律が施行されたばかりですが、そういう流れの中で、困難を抱える人の早期発見というような文言が出てきているという状況です。

○委員 冒頭の図でのご説明の中で障がいという言葉が出てきたので、女性の障がい者の方の支援を含むのかなと思い、お尋ねしました。

○会長 複合的な問題として、障がいを抱えている方のDV被害ですとか、外国籍の方、セクシャルマイノリティの方への支援が十分に行き届いていないというような問題意識が根底にあって、そこをもっと支援をしていこうという流れだと思います。

○男女社会参画課長 今回、計画策定に当たっては、そこも一つの対象となっております。実際の支援策というのは庁内で検討しているところではありますが、今後そこをどう表現していくか、委員の皆さまにも、そこも含めて検討していただくという形になります。

○会長 これから皆さまのご意見も聞きながら検討していくというところですね。

○委員 会長のご説明を伺って、割とクリアになりました。複合的な問題で、貧困の中で精神障がいがある、逆に精神障がいがあるから貧困になるとか、発達障がいがあるから子育てがうまくいかないとか、色々な複合的な問題が世の中にたくさんあると思いますので、そういう意味合いで理解しました。

○会長 そろそろお時間にもなってきましたので、今いただいた皆さまのご意見は、また事務局の方で取りまとめていただいて、今後に生かしてまいります。

○男女社会参画課長 長時間のご審議ありがとうございました。最後に事務局から、連絡事項を共有させていただきます。

(次回審議会についての事務連絡)

○男女社会参画課長 連絡は以上でございます。本日も活発なご審議をいただきまして、ありがとうございました。また次回、どうぞよろしくお願いいたします。

午後3時50分 閉会